

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## こども保険

Q: 私は、子供の出産を期にこども保険に加入しようと考えています。こども保険にかかる税金の取扱いを教えてください。

A: 取扱いは次のようになっています。

(1) 保険料を支払ったとき

支払った保険料については、配当を差し引いた正味の保険料が生命保険料控除の対象になります。

(2) 契約者及び被保険者が生存している場合に受け取る入学祝金、満期祝金

入学祝金や満期祝金を受け取った場合には、受取人の契約者は一時所得として所得税、住民税の対象になります。

(3) 被保険者である子供が死亡した場合の死亡給付金

被保険者である子供が死亡した場合には、こども保険の契約が終了するとともに死亡給付金を契約者が受け取るようになりますが、その受け取る死亡給付金は、相続税の対象にはならず、契約者の一時所得になります。

(4) 契約者が死亡した場合の死亡給付金

契約者が死亡した場合には、その死亡後に支払われる入学祝金や満期祝金を受け取る権利を子供が承継することになります。その権利について、

$$\text{既払込保険料の金額} \times \frac{(A) - \text{既払済祝金合計}(B)}{\text{入学、満期祝金合計}(A)} \times 70\% - \{(A) - (B)\} \times 2\%$$

で計算した額が相続税の対象になります。

